

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト推進事業 ロゴマーク等制作業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務名

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト推進事業ロゴマーク等制作業務

2 業務の概要、業務の目的、業務期間、業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

3 予算規模（契約上限額）

450 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

4 企画書の記載内容

以下の項目について、別添の仕様書及び5 企画書の留意事項を踏まえた内容とし、(1)～(5)を詳細に記載するものとする。

なお、仕様書4（2）の発表用パネル及び（3）のデザインガイドラインについては、決定したデザインを活用し、本市と協議の上作成するため、提案時の作成は不要。

(1) 基本的な考え方

① ロゴマーク・キャッチコピーのデザインコンセプト

(2) ロゴマーク・キャッチコピーのデザイン

① ロゴマーク・キャッチコピーのデザイン

ア ロゴマークのみ

イ キャッチコピーのみ

ウ ロゴマーク＋キャッチコピー

② ロゴマーク・キャッチコピーにかごしま観光PRキャラクター「西郷隆盛」を配したデザイン

【かごしま観光PRキャラクター「西郷隆盛」の使用について】

- ・ イラストの使用に当たっては、以下サイトに掲載しているイラストデータを使用し、本業務での使用に限り、申請は不要とする。
- ・ キャクターのイメージを大きく損なわない範囲での一部加工・改変（体の動き・表情・反転など）は可能とする。

【かごしま観光PRキャラクター「西郷隆盛」URL】

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-suishin/saigoudon2.html>

【参考：西郷隆盛イラスト（抜粋）】



(3) 類似業務実績

類似業務実績がある場合に記入すること。

(4) 実施体制・計画

各従事者の役職・氏名・経歴など

業務の一部を再委託する場合も詳細を明記

(5) **費用見積** (次の①～③に分けて記載し、それぞれ詳細に内訳を明示。合計金額は「3 予算規模 (契約上限額)」の範囲内)

- ①ロゴマーク・キャッチコピーの制作に係る経費 (デザインガイドライン含む)
- ②パネル制作に係る経費
- ③消費税

5 企画書の留意事項

【留意事項】

- ・ ロゴマーク・キャッチコピー等は、官民一体となった取組を推進するため、民間事業者等、県、県内自治体など広域で活用できるデザインとする。
※県や鹿児島市以外の自治体等でも使用することを考えているため、“鹿児島市”の“市”など、鹿児島市のみを特定した表記を用いないこととする。
- ・ 官民一体となった取組を推進していくため、民間企業によるお土産品や特産品等の使用にもふさわしいデザインとすること。
- ・ 西郷隆盛生誕200年であることが分かる表現を入れること。
※没後150年の表現については、必須としない
- ・ 誰が見ても分かるようなシンプルかつ分かりやすいデザインとすること。
- ・ 視認性が高くロゴマークの区別ができるデザインとすること。

(1) 形式

A4版、縦、横書き、カラー

※両面・片面の制限なし、ページ数は最大12ページまで

※書類はステーブルや製本テープで留めず、クリップ留めで提出

※企画書の表紙に、宛名「鹿児島市長」、タイトル「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト推進事業ロゴマーク等制作業務企画書」、提出年月日を記載

(2) 企画案数

提出業者1者につき1案

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

※副本には、企業名、所在地、社章、写真、画像等の企業名が分かるものは記載しない。

(4) 提出期限

令和7年8月19日(火)午後5時00分まで(必着)

(5) 提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光戦略推進課推進係(みなと大通り別館3階)

電話 099-216-1344

電子メールアドレス kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp

(6) 提出方法

直接持参又は郵送(電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。)

※土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

ただし、8月19日(火)は午前8時30分から午後5時00分までとする。

(7) その他

企画書の提出に要する一切の費用は、提案者の負担とし、提出された書類等は、原則返却しない。

6 企画書の選定

- (1) 企画書提出後、選定委員会（書類審査）で選定し、各提出業者にその結果を通知する。なお、選定委員会が一定の基準に達しないと判断した場合は、全ての企画を採用しないことがある。
- (2) 選定委員会において、4 (1)～(5)の内容に対し妥当性などの優劣を審査する。
- (3) 選定結果に異議申立ては、一切認めないものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

7 業務の委託

検討委員会で選定された企画書の提出者に対し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、当該業務を委託する。（随意契約）

8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものは、おおむねの日程を示すものである。

内 容	日時等
(1) 告示	令和 7 年 7 月 23 日（水）
(2) 質問受付期限	令和 7 年 7 月 25 日（金）正午
(3) 質問回答	令和 7 年 7 月 28 日（月）
(4) 参加申込書提出期限	令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時 15 分
(5) 参加資格決定通知	令和 7 年 8 月 8 日（金）（予定）
(6) 企画書提出期限	令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 5 時 00 分
(7) 書類審査	令和 7 年 8 月下旬（予定）
(8) 選定結果通知	令和 7 年 9 月上旬（予定）
(9) 委託契約	令和 7 年 9 月中旬（予定）

9 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問内容を質問書（様式 5）に記載し、件名を「企画提案競技に関する質問」とし、電子メールで送信すること。

(2) 質問受付期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）正午まで（期限厳守）

(3) 質問先

メールアドレス：kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp

(4) 質問回答

電子メールでの質問への回答は、仕様書等の追補とみなし、質問内容とその回答を令和 7 年 7 月 28 日（月）までに、質問者に電子メールで回答したうえで、鹿児島市ホームページに掲載する予定である。

10 無効となる提案

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積書において「3 予算規模（契約上限額）」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- (5) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

11 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 鹿児島市は提出された資料について、業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出された資料について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (6) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (9) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島市が認めた場合は、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。